

意見の要旨。

- 1、核兵器や大量破壊兵器、ミサイルの存在は、もし、人類の滅亡をも予感させる厳しい現実に直面している。現今では平和の維持なくしては、人類の未来は望み得ない。しかしながら、現在において、日本の平和は、日本だけで処理できる問題ではなくなっている。わが国は、世界平和の確立のため、平和外交の為に努力しなければならない。ことに、極東アジアの非核地帯の創設によりわが国の安全を保持する努力は欠かせない。
- 2、紛争の解決は平和的手段でなければならない。だが、世界の現実には、残念だが、不当な侵略行為があったような場合、自衛手段として、やむを得ず武力に訴えなければならない場合も想定する必要がある。その場合には秩序ある「力による支配」が必要である。そこでは「暴力による支配」ではなく、「法による支配」でなければならない。現在においては国際法、将来においては世界法による規律によって平和秩序を保つことである。
- 3、国際連合は「われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救うこと」を決意して設立された。設立の原点を確認し、わが国は積極的に関与していくべき時である。
- 4、具体的には、まず、わが国が国連傘下の多国籍の出身者で構成する国連軍の創設に努力し、現在の自衛隊をすべて、国連軍の指揮下に置く。
- 5、日本の自衛隊では、外国から精度の高いミサイル攻撃を受けたような非常事態が発生した場合には防衛できない。
- 6、わが国の防衛と安全保障、特に、非常事態が発生した場合にはすべて米軍などを中心とする国連軍に委ねる。日本は国連軍に基地の提供をする。
- 7、以上の提言は、憲法9条はじめ、憲法のどの条項にも違反しない。

以上